

# モンゴル国

## 商標法

商標及び地名表示に関するモンゴル国法律

2021年5月6日改正

### 目次

#### 第1章 総則

第1条 法律の目的

第2条 商標及び地理的表示に関する法令

第3条 本法における定義

#### 第2章 商標権の保護

第4条 商標の表示

第5条 商標登録の要件

第6条 商標の出願

第7条 商標の出願書類の方式審査及び出願日の認定

第8条 商標の出願の審査

第9条 商標の登録及び公告

第10条 商標の国家登録における変更の登録

第11条 商標の国際登録に関する手続

#### 第3章 商標所有者の排他権

第12条 商標所有者の排他権

第13条 商標の使用

第14条 団体標章の使用

第15条 証明標章の使用

第16条 商標権の移転

第17条 他人による商標の使用／他人による商標使用の許可

第18条 商標権の消滅

#### 第4章 地理的表示の保護

第19条 地理的表示の表現

第20条 地理的表示及びそれに関する要件

第21条 地理的表示の出願

第22条 地理的表示を付した商品の説明

第23条 地理的表示の出願書類の方式審査及び出願日の認定

第24条 地理的表示の出願の審査

第25条 地理的表示の登録，公告

#### 第5章 地理的表示の使用者の権利及び義務

第 26 条 地理的表示の使用者の権利及び義務

第 27 条 地理的表示の使用

第 28 条 地理的表示の使用者の権利の消滅

第 6 章 知的財産権庁

第 29 条 知的財産事項を担当する政府機関

第 30 条 知的財産審査官の権限

第 31 条 知的財産代理人

第 7 章 不服申立，請求及び紛争の審理

第 32 条 不服申立，請求及び紛争の審理

第 8 章 雑則

第 33 条 商標及び地理的表示の登録の無効

第 34 条 商標所有者及び地理的表示に関する権利の侵害に対する責任

## 第1章 総則

### 第1条 法律の目的

1.1. 本法の目的は、商標及び役務標章(以下、商標という)並びに地理的表示の法的保護を確保し、その所有者及び使用者の権利及び正当な利益を保障し、商標の所有権、使用及び処分並びに地理的表示の使用に関して生じる関係事項を調整することにある。

### 第2条 商標及び地理的表示に関する法令

2.1. 商標及び地理的表示に関する法令は、モンゴル国憲法、民法、本法及びそれらに適合して発令された他の制定法からなる。

2.2. モンゴル国が加盟国である国際条約が、本法に定める規則と異なる規則を規定している場合については、当該国際条約の規定の適用が優先する。

### 第3条 本法における定義

3.1. 本法の適用上、次に掲げる用語は、下記の意味を有する。

3.1.1. 「商標」とは、自然人又は法人が、自己の商品又は役務を他人の商品又は役務と識別するために使用する、識別力のある標章をいう。

3.1.2. 「団体標章」とは、国の法令に従って設立された製造業者及び役務提供者の社団又は組合の構成員が、当該社団又は組合の管理の下で使用する商標をいう。

3.1.3. 「証明標章」とは、権限のある機関が特定の商品又は役務の品質、生産方法その他の特性を証明する場合において、他人が使用する商標をいう。

3.1.4. 「地理的表示」とは、商品又は製品が、その領域の自然及び気候条件又は人々の慣習の要因によって特定される一定の品質、名声その他の特性を有してそこで産出される、国、地域又は地方の地理的な定義をいう。

3.1.5. 「登録商標又は地理的表示」とは、法律に定める手続に従って国家登録簿に登録された商標又は地理的表示をいう。

3.1.6. 「証明書」とは、登録商標の所有者又は登録地理的表示の使用者の権利を証明する、国が発行する書類をいう。

3.1.7. 「商標所有者」とは、法律に定める手続に従って登録商標を所有する権利を取得した者をいう。

3.1.8. 「地理的表示の使用」とは、自己の商品及び製品について法律に定める手続に従って地理的表示を使用する権利を取得した者をいう。

3.1.9. 「出願書類」とは、商標又は地理的表示の登録を求める願書及び法律により求められる他の関連書類であって、自然人又は法人が知的財産権庁に提出するものをいう。

3.1.10. 「方式審査」とは、第6条、第21条に規定する要件を満たしているか否かを審査するための、知的財産事項を担当する政府機関の手続をいう。

3.1.11. 「審査」とは、特定の商標、地理的表示が第5条、第20条に規定する要件を満たしているか否かを調査し決定するための、知的財産事項を担当する政府機関の手続をいう。

3.1.12. 「ライセンス契約」とは、商標所有者が他人との間で登録商標を使用することについて締結した書面による契約をいう。

3.1.13. 「周知標章」とは、商標が登録されているか否かに拘らず、関連分野においてモン

ゴル国の領域内で周知となっている商標をいう。

3.1.14. 「公報」とは、知的財産事項を担当する政府機関が発行する官報、ウェブページ及び電子情報をいう。

3.1.15. 「出願日」とは、第7.2項、第11.2項、第23.2項に規定する日をいう。

3.1.16. 「優先日」とは、出願日前にパリ条約同盟国若しくは世界貿易機関加盟国において商標登録出願がされた日又はパリ条約第11条に規定する日をいう。

3.1.17. 「商品及び役務の分類」とは、1957年6月15日のニース協定により制定された、標章登録のための商品及び役務の国際分類をいう。

3.1.18. 「商標の国際登録」とは、マドリッド協定及びマドリッド議定書の規定に基づいて世界知的財産権機関の国際事務局によりなされる登録をいう。

3.1.19. 「パリ条約」とは、産業財産権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約であって、その後に改正及び修正されたものをいう。

3.1.20. 「マドリッド協定」とは、標章の国際登録に関する1891年4月14日のマドリッド協定であって、その後に改正及び修正されたものをいう。

3.1.21. 「マドリッド議定書」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日に採択された議定書をいう。

3.1.22. 「共通規則」とは、マドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則をいう。

## 第2章 商標権の保護

### 第4条 商標の表示

4.1. 商標は、語、図形、文字、数字、立体的形状、色彩、音、香り又はそれらの組合せにより表現することができる。

### 第5条 商標登録の要件

5.1. 識別性を欠く、次に掲げるものは、商標を構成しない。

5.1.1. 文字又は数字、一般的な幾何学的形状、一般に知られている用語、名称のみの場合

5.1.2. 商品若しくは役務を特定する名称、数量、大きさ、重量、品質、用途、価格又は生産場所、生産時期若しくは生産方法を示す語又は図形

5.1.3. 商品及びその包装の識別性のない形状又は図形

5.1.4. モンゴル国の歴史的建造物又は文化的建造物の名称又は表示の複製のみの場合

5.1.5. モンゴル国の歴史上の人物の名称、仮称、肖像若しくは写真又はそれらの人物と直接関係することを連想させる名称の複製のみの場合

5.2. 次に掲げるものは、商標として登録することができない。

5.2.1. モンゴル国又はパリ条約の同盟国及び世界貿易機関の加盟国の紋章、旗章その他の国の象徴又は政府間国際機関の公式紋章、正式名称若しくは略称からなる及びそれらと同一又は類似の呼称であって、権限のある当局、組織及び当該国の許可を得ていないもの

5.2.2. モンゴル国の著名人の正式名称又は仮称、肖像、写真からなる複製であって、本人又はその相続人の承諾を得ていないもの

5.2.3. モンゴル国の勲章、メダルその他の賞又は監督及び証明を示す公の記号及び印章と同一又は類似の記号

5.2.4. 内容が公序良俗に反する表示

5.2.5. 商品又は役務の性質、品質、原産地その他の特性について需要者を欺くか、誤認させる虞のある表示

5.2.6. 同一の商品又は役務に関してモンゴル国において登録されている商標又は登録出願されている商標と同一であるもの

5.2.7. 類似の商品又は役務に関してモンゴル国において登録されている商標又は登録出願されている商標と同一又は類似のものであって、その使用によって需要者の間で混同を生じさせる虞があるもの

5.2.8. 商品又は役務の性質に拘らず、公衆の間で周知となっている商標と同一又は類似のものであって、その使用によって需要者の間で混同を生じさせる虞があり、周知商標の名声を不当に利用し、当該名声から利益を得、当該名声を害する及び当該名声に不利益を与える場合

5.2.9. モンゴル国の著名な著作権及び関連する権利又は産業財産権に明らかに抵触するもの

5.3. 第5.1項及び第5.2.1項に規定する要素が商標の全体を構成していない場合は、特定の語又は図形の権利を部分放棄して登録することができる。

5.4. 知的財産事項を担当する政府機関(以下、政府機関という)は、第5.1.5項、第5.2.2項に規定するモンゴル国の歴史上著名な人物の識別並びに商標の出願及び審査に関する規則

を承認する。

5.5. 政府機関は、第3.1.13項に規定する周知商標の一覧を承認し、第3.1.14項に規定する公報に掲載しなければならない。

## 第6条 商標の出願

6.1. 商標の登録をしようとする自然人又は法人は、商標の出願(以下、出願という)をモンゴル語により政府機関にしなければならない。

6.2. 商標の出願は、出願人又は第31条に規定する知的財産代理人がしなければならない。

6.3. 1の商標の出願は、1の商標に関するものとする。

6.4. 出願書類は、次に掲げるものを含まなければならない。

6.4.1. 政府機関が承認した様式による願書

6.4.2. 第9.4項に従って納付される手数料の領収書及び第6.6項に従う書類

6.5. 第6.4.1項に規定する願書には、次に掲げるものを表示しなければならない。

6.5.1. 商標登録願

6.5.2. 出願人が自然人である場合は、出願人の姓、名及び住所、国籍国の名称、居住地又は住居、出願日並びに署名

6.5.3. 出願人が法人である場合は、正式な名称、住所、法的性質、設立国の名称及び権限を与えられた者の署名、印

6.5.4. 知的財産代理人によって出願人が代理される場合は、当該代理人の姓、名及び住所並びに署名

6.5.5. 出願人が優先日の主張をしようとする場合は、優先権を主張する宣言

6.5.6. 登録出願されている商標の複製

6.5.7. 商標の説明

6.5.8. 商標の表示に関する陳述

6.5.9. 商標が団体標章である場合は、その旨の陳述

6.5.10. 商標が証明標章である場合は、その旨の陳述

6.5.11. 標章のキリル文字への翻字又は外国語である場合において、商標がキリル文字以外の文字により表現されているときは、その翻訳文

6.5.12. 商標に係る商品及び役務の分類又は商品及び役務の一覧

6.6. 商標の出願には、次に掲げるものを添付しなければならない。

6.6.1. 出願人が商標を団体標章として登録をしようとする場合は、団体標章の使用を規制する規約、当該団体標章を使用する権利を有する権限を与えられた者の名称

6.6.2. 出願人が商標を証明標章として登録をしようとする場合は、証明標章の使用を規制する規約、機関が証明された機関である旨の証拠

6.6.3. 出願人が優先日の主張をしようとする場合は、優先権を主張する出願の謄本又は関連する証拠

6.6.4. 知的財産代理人によって出願人が代理される場合は、委任状

6.7. 2以上の者が類似の商品又は役務について同一の商標を使用している場合は、最初に登録出願した者の所有権を保護する。

## 第7条 商標の出願書類の方式審査及び出願日の認定

- 7.1. 政府機関は、特定の商標の出願書類を受領した日から10就業日以内に、方式審査をしなければならない。
- 7.2. 政府機関は、出願書類が方式審査の要件を満たしていると判断した場合、出願書類を受領した日を出願日として認定し、それを書面により出願人に通知しなければならない。
- 7.3. 政府機関は、出願書類が方式審査の要件を満たしていないと判断した場合、書面により出願人に通知し、出願人は、当該通知の受領から20日以内に、必要な補正をしなければならない。
- 7.4. 第7.3項にいう期間内に申請人が補正書を提出した場合、政府機関は、出願書類を最初に受領した日を出願日として認定し、それを書面により出願人に通知しなければならない。
- 7.5. 第7.3項にいう期間内に申請人が補正書を提出しなかった場合、政府機関は、申請人が自己の出願を放棄したものとみなし、その旨を書面により出願人に通知しなければならない。
- 7.6. 第6.6項にいう項目は、出願日から2月以内に政府機関に提出しなければならない。
- 7.7. 第6.6項にいう項目が第7.6項にいう期間内に提出されなかった場合、政府機関は、申請人が自己の出願を放棄したものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

## 第8条 商標の出願の審査

- 8.1. 政府機関は、商標が第5条に規定する要件を満たすことができるか否かを審査し、第7条に基づく方式審査の後、かつ、商標の出願日の認定後に、審査報告書を発行しなければならない。
- 8.2. 政府機関は、出願日から9月以内に審査をしなければならない。必要な場合、この期間は6月まで延長することができる。
- 8.3. 政府機関は、商標が第5条に規定する要件を満たしていると判断した場合、審査報告書を発行し、当該報告書に基づいて国家商標登録簿に登録する決定をしなければならない。
- 8.4. 政府機関は、商標が第5条に規定する要件を満たしていないと判断した場合、それについて審査報告書を発行し、当該報告書に基づき商標の登録を拒絶する仮決定をし、書面により出願人に通知しなければならない。
- 8.5. 出願人は、第8.4項にいう決定に不服がある場合、対応する決定書を受領した日から3月以内に、理由を付した不服申立書を政府機関に提出しなければならない。
- 8.6. 政府機関は、第8.5項にいう不服申立書を受領した日から3月以内に、商標を登録する最終的な決定をしなければならない。
- 8.7. 出願人が所定の期間内に第8.5項にいう不服申立書を提出しなかった場合、政府機関は、商標の登録を拒絶する最終的な決定をし、書面により出願人に通知しなければならない。
- 8.8. 出願人は、審査中、商標の変更を除き、出願を補正することができる。ただし、商標の出願に商品又は役務の分類を追加する場合は、新たな出願をしなければならない。
- 8.9. 出願人は、審査中に、商品又は役務の2分類以上に関する出願を分割し、商標について別の出願をすることができる。

## 第9条 商標の登録及び公告

- 9.1. 政府機関は、商標を登録する決定をした場合は、商標を国家商標登録簿に登録し、証明書を発行しなければならない。
- 9.2. 国家商標登録簿には、登録番号、出願番号、姓、名、法人の正式名称、商標所有者の住所、国名、商標の複製、国際分類に従って分類された商標に係る商品及び／又は役務の一覧、出願日、優先日、登録の有効期間並びに保護されていない語及び図形を含む。
- 9.3. 商標登録は、出願日から10年間有効とし、所有者の申請により10年ごとに更新することができる。
- 9.4. 証明書の発行及び登録の有効期間の更新には、印紙税に関するモンゴル国法律に規定する税率に基づく手数料及び業務手数料を納付しなければならない。
- 9.5. 政府機関は、第3.1.14項に規定する公報において、商標の複製及び書誌データを公告しなければならない。
- 9.6. 登録商標は、登録された商品及び役務にのみ関連し、第12.2項にいう所有者に対して有効である。

## 第10条 商標の国家登録における変更の登録

- 10.1. 商標の国家登録は、所有者の申請により、次に掲げる変更が登録される。
  - 10.1.1. 登録の有効期間の更新
  - 10.1.2. 商標所有者の名称又は住所の変更
  - 10.1.3. 商標所有者の権利の移転
  - 10.1.4. 商品及び役務の分類及び一覧の限定
- 10.2. 登録の有効期間の更新申請書は、登録の有効期間の最終年中又は登録の有効期間の満了の日から6月以内に、政府機関に提出しなければならない。
- 10.3. 登録の有効期間の更新時には、商標の変更又は商品若しくは役務の一覧の拡張をすることができない。
- 10.4. 商標所有者の名称又は住所が変更し、また、商標所有者の権利が移転する場合、政府機関に対して当該変更が生じた日から6月以内に書面により通知しなければならない。関連する変更は、国家登録簿に登録しなければならない。
- 10.5. 政府機関は、国家登録に変更があった場合、それを第3.1.14項にいう公報に掲載しなければならない。

## 第11条 商標の国際登録に関する手続

- 11.1. 国際出願によるモンゴル国を指定する商標登録及び審査については、第8条から第10条までの関連規定を適用する。
- 11.2. 国際出願によるモンゴル国を指定する商標の出願日は、国際登録の日又は登録の領域指定請求の日が認定されなければならない。
- 11.3. モンゴル国の自然人若しくは法人又はモンゴル国において永住地を有する者若しくは商品の製造若しくは役務の提供に従事する者であって、本法に定める手続に従って商標を出願したか登録し、マドリッド協定及びマドリッド議定書の加盟国において商標の登録をしようとする者は、自身又は代理人により国際事務局に国際商標の出願をしなければならない。
- 11.4. 政府機関は、第11.3項にいう出願の受理官庁である。

11.5. 国際商標の出願は、マドリッド協定及びマドリッド議定書の共通規則の規定に従わなければならない。

11.6. 国際商標登録の更新の申請書、商標所有者の権利移転の申請書、取消し又は領域指定の請求は、政府機関を通じて国際事務局に提出しなければならない。

11.7. 出願人は、共通規則に従って、国際商標登録手数料を国際事務局に納付しなければならない。

### 第3章 商標所有者の排他権

#### 第12条 商標所有者の排他権

- 12.1. 商標所有者の排他権は、国家登録簿に商標を登録することによって生じる。
- 12.2. 商標所有者の排他権は、登録された商品又は役務の一覧の範囲内で行使される。
- 12.3. 商標所有者は、商標に関して次に掲げる排他権を有する。
  - 12.3.1. 登録商標を所有すること
  - 12.3.2. 登録商標の使用を他人に許可すること
  - 12.3.3. 登録商標を他人に移転すること
  - 12.3.4. 他人が許可／承諾を得ずに登録商標を使用している場合は、標章の使用停止を請求すること
  - 12.3.5. 他人が登録商標と同一又は類似の標章を使用することにより需要者の中で混同を生じさせる虞がある場合は、当該標章の使用停止を請求すること
  - 12.3.6. 第12.3.4項、第12.3.5項にいう行為によって生じた損害について、罪を犯した者に対して賠償を請求すること

#### 第13条 商標の使用

- 13.1. 次の場合は、商標の使用とみなす。
  - 13.1.1. 商品、その包装若しくは容器の上に又は役務において、商標を使用する場合
  - 13.1.2. 商標に基づいて商品を供給し、商品の販売の申出をし若しくはそのような目的のために保管する場合又は役務を提供する場合
  - 13.1.3. 商標を付した商品を輸入し又は輸出する場合
  - 13.1.4. 文書、内容説明書その他の書類及び広告又はインターネットにおいて、商標を使用する場合
- 13.2. 商標所有者は、商標が登録されていることを示すために、商標の傍に丸囲みのラテン文字Rを付すことができる。
- 13.3. 商標の知的財産は資産として、財産の承認、質権、投資、株式の発行、民営化、競売、株式ファンド及び保険において使用することができる。
- 13.4. 如何なる契約も第13.3項の適用上、政府機関に登録されなければならない。

#### 第14条 団体標章の使用

- 14.1. 団体標章の所有者は、その使用を管理する者とし、製造業者及び役務提供者の社団又は組合の構成員は、当該社団又は組合の管理の下でのみ団体標章を使用する権利を有する。
- 14.2. 団体標章の所有者及び使用者は、当該標章の不法な使用に対して予防措置を取る権利を有する。
- 14.3. 団体標章の所有者及び使用者は、当該団体標章又はそれに類似する標章の不法な使用によって生じた損害について、罪を犯した者に対して賠償を請求する権利を有する。

#### 第15条 証明標章の使用

- 15.1. 証明標章の所有者は、商品又は役務の具体的な特性を証明する証明機関とするのに対し、それによって権限を与えられた自然人又は法人は、証明標章を使用する権利を有する。

15.2. 証明標章の使用を許可された者は、標章所有者の許可を得て、当該標章の不法な使用に対して予防措置を取る権利を有する。

15.3. 証明標章の所有者は、当該標章の使用を許可された者の代理として、証明標章又はそれに類似する標章の他人による不法な使用によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。

15.4. 地理的表示から成り、商品の原産地を証明する証明標章については、地理的表示に関する本法の規定を適用する。

## 第16条 商標権の移転

16.1. 商標所有者は、登録商標に関連する商品又は役務の全部又は一部に関する書面による契約により、商標を所有する権利を他人に移転することができる。

16.2. 商標を所有する権利を移転する契約は、政府機関に登録されるものとし、権利の移転は、国家商標登録簿に登録されたときに効力を生ずる。

16.3. 政府機関は、第3.1.14項にいう公報により、商標の権利移転を公衆に通知しなければならない。

## 第17条 他人による商標の使用／他人による商標使用の許可

17.1. 商標所有者は、ライセンス契約に基づき、商標が登録されている商品又は役務の全部又は一部に関して商標を使用させるために、他人に使用を許可することができる。

17.2. ライセンス契約は書面により作成されるものとし、両者が署名し、政府機関に登録された後に有効となる。

17.3. ライセンス契約の登録には、印紙税に関するモンゴル国法律に規定する税率に基づく手数料及び業務手数料を納付しなければならない。

17.4. 政府機関は、第3.1.14項にいう公報により、登録されたライセンス契約に関する情報を公衆に通知しなければならない。

## 第18条 商標権の消滅

18.1. 商標を所有する権利は、次に掲げる理由により消滅する。

18.1.1. 登録の有効期間が満了した場合又は商標登録の更新申請書が第10.2項にいう期間内に提出されなかった場合

18.1.2. 他人への移転がなく商標を所有する法人が消滅した場合

18.1.3. 商標所有者が取消請求書を提出した場合

18.1.4. 法律に定める他の理由

18.2. 商標所有者の権利が消滅した場合、政府機関は、第3.1.14項にいう公報により、それを公衆に通知しなければならない。

## 第4章 地理的表示の保護

### 第19条 地理的表示の表現

19.1. 地理的表示は、原産地から商品が特定される地域の地理的名称のみ又は商品の名称との組合せにより表現することができる。

### 第20条 地理的表示及びそれに関する要件

20.1. 次の場合、以下の表示は、地理的表示とみなさない。

20.1.1. 第3.1.4項に規定する定義に含まれない場合

20.2. 次の場合、地理的表示は、登録することができない。

20.2.1. モンゴル国の領域内で特定の種類の商品を示す一般的な名称となっている場合

### 第21条 地理的表示の出願

21.1. 地理的表示の登録を請求する、地理的表示に関連する製品の製造業者の統一された組織又は社団若しくは組合は、政府機関が承認した規則に従って、製造業者を代表する法的権利に基づく地理的表示の出願書類を提供しなければならない。

21.2. 地理的表示は、出願人又は第31条にいう代理人が出願しなければならない。

21.3. 1の地理的表示出願は、1の地理的表示に関する。

21.4. 出願書類には、次に掲げるものを含まなければならない。

21.4.1. 政府機関が承認した様式による願書

21.4.2. 第25.4項に従って納付される手数料の領収書

21.5. 願書は、次に掲げるものを示さなければならない。

21.5.1. 地理的表示登録願書

21.5.2. 出願人の正式な名称、住所、法的性質、設立国の名称及び権限を与えられた者の署名、印

21.5.3. 出願人が知的財産代理人を有する場合は、当該代理人の姓、名及び住所並びに署名

21.5.4. 登録出願されている地理的表示

21.5.5. 地理的表示がキリル文字以外の文字により表現されている場合は地理的表示のキリル文字への翻字又は外国語である場合は、その翻訳文

21.5.6. 地理的表示に係る商品及び役務の分類又は商品及び役務の一覧

21.5.7. 当該場所の地理的な位置

21.5.8. 特定の地理的環境の自然及び気候条件並びに固有の人的要因に関連する商品の特定の品質、名声その他の特性についての説明

21.6. 地理的表示の出願書類には、次に掲げるものを添付しなければならない。

21.6.1. 生産活動が当該地理的位置において行われていることを証明する／確認する、権限のある機関が発行する書類

21.6.2. 特定の地理的環境の自然及び気候条件並びに固有の人的要因に関連する商品の特定の品質、名声その他の特性を証明する／確認する、権限のある機関が発行する認定証

21.6.3. 外国の地理的表示が登録出願される場合は、地理的表示が当該国において保護されていることを証明する書類

21.6.4. 代理人が出願する場合は、委任状

## 第 22 条 地理的表示を付した商品の説明

22. 1. 地理的表示を付した商品は、次に掲げる特徴を明確に示さなければならない。
  22. 1. 1. 商品の名称が地理的表示からなること
  22. 1. 2. 地理的表示に関連する商品の説明が、化学的、物理的、微生物学的、構造的な特性を含むこと
  22. 1. 3. 地理的表示に関連する地理的な範囲を明確に示すこと
  22. 1. 4. 地理的表示に関連する商品が、当該地理的な範囲に由来することが確認されること
  22. 1. 5. 特定の商品が、原産地、自然要因及び人的要因、地理的環境の特徴に関連して生産されていることが確認されること
  22. 1. 6. 関連する地理的な範囲における特定の生産の継続的で安定的な方法についての説明

## 第 23 条 地理的表示の出願書類の方式審査及び出願日の認定

23. 1. 政府機関は、特定の地理的表示の出願書類を受領した日から 10 就業日以内に、方式審査をしなければならない。
23. 2. 政府機関は、出願書類が方式審査の要件を満たしていると判断した場合、出願書類を受領した日を出願日として認定し、書面により出願人に通知しなければならない。
23. 3. 政府機関は、出願書類が方式審査の要件を満たしていないと判断した場合、書面により出願人に通知し、出願人は、当該通知書の受領から 10 日以内に、必要な補正をしなければならない。
23. 4. 第 23. 3 項にいう期間内に出願人が補正書を提出した場合、政府機関は、出願書類を最初に受領した日を出願日として認定し、それを書面により出願人に通知しなければならない。
23. 5. 第 23. 3 項にいう期間内に出願人が補正書を提出しなかった場合、政府機関は、出願人が自己の出願を放棄したものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。
23. 6. 第 21. 6 項にいう項目は、出願日から 2 月以内に政府機関に提出しなければならない。
23. 7. 第 21. 6 項にいう項目が第 23. 6 項にいう期間内に提出されなかった場合は、政府機関は、出願人が自己の出願を放棄したものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

## 第 24 条 地理的表示の出願の審査

24. 1. 政府機関は、第 23 条に基づく出願日の認定後、かつ、方式審査の後に、地理的表示が第 20 条に規定する要件を満たすことができるか否かを審査し、審査報告書を発行しなければならない。
24. 2. 政府機関は、出願日から 6 月以内に審査をしなければならない。必要な場合、この期間は 6 月まで延長することができる。
24. 3. 政府機関は、地理的表示が第 20 条に規定する要件を満たしていると判断した場合、審査報告書を発行し、当該報告書に基づいて国家商標登録簿に登録する決定をしなければならない。
24. 4. 政府機関は、地理的表示が第 20 条に規定する要件を満たしていないと判断した場

合、それについて審査報告書を発行し、当該報告書に基づき地理的表示の登録を拒絶する仮決定をし、書面により出願人に通知しなければならない。

24.5. 出願人は、第24.4項にいう決定に不服がある場合、対応する決定書を受領した日から3月以内に、理由を付した不服申立書を政府機関に提出しなければならない。

24.6. 政府機関は、第24.5項にいう不服申立書を受領した日から3月以内に、地理的表示を登録する最終的な決定をしなければならない。

24.7. 出願人が所定の期間内に第24.5項にいう不服申立書を提出しなかった場合、政府機関は、地理的表示の登録を拒絶する最終的な決定をし、書面により出願人に通知しなければならない。

24.8. 出願人は、審査中、地理的表示の変更を除き、出願書類を補正することができる。

## **第25条 地理的表示の登録、公告**

25.1. 政府機関は、地理的表示を登録する決定をした場合、地理的表示の国家登録簿に地理的表示を登録し、証明書を発行しなければならない。

25.2. 地理的表示の国家登録簿には、特定の地理的表示の登録番号、出願番号、法人の正式名称、住所、国名、地理的表示の複製、国際分類に従って分類された地理的表示に係る商品の名称及び出願日に関するデータを含む。

25.3. 地理的表示の登録は、出願日を始期として効力を有し、期間の定めはない。

25.4. 証明書の発行には、印紙税に関するモンゴル国法律に規定する税率に基づく手数料及び業務手数料を納付しなければならない。

25.5. 政府機関は、第3.1.14項に規定する公報において、地理的表示の複製及び書誌データを通知する。

## 第5章 地理的表示の使用者の権利及び義務

### 第26条 地理的表示の使用者の権利及び義務

- 26.1. 地理的表示の使用者の権利は、国家登録簿に地理的表示を登録することによって生じる。
- 26.2. 地理的表示の使用者の権利は、登録された商品の範囲内で行使される。
- 26.3. 地理的表示の使用者は、地理的表示に関して次に掲げる権利を有する。
  - 26.3.1. 商品に地理的表示を使用すること
  - 26.3.2. 表示された地域において製造されていない商品について、他人が登録された地理的表示を使用している場合は、その行為の停止を請求すること
  - 26.3.3. 類似の商品について、他人が登録された地理的表示を使用し、それによって地理的表示の名声に対して不当な利用をするか、当該名声に不利益を与える場合は、その行為の停止を請求すること
  - 26.3.4. 他人が登録された地理的表示を使用している場合において、商品の原産地が正しく指定されているが、翻訳された様式により又は「典型的な」、「スタイリッシュな」、「構造の」及び「類似する」等の用語を付して地理的表示を使用するときは、その行為の停止を請求すること
  - 26.3.5. 第26.3.1項から第26.3.4項までにいう行為によって生じた損害の賠償を請求すること
- 26.4. 地理的表示の使用者は、第21.6.2項にいう認定証に従って、特定の商品の品質、名声その他の特徴を維持する責任を負う。
- 26.5. 品質に関する内部又は外部の管理は、地理的表示を付した商品が地理的表示の特定の特徴を満たしているか否かを判断する目的により行わなければならない。
- 26.6. 地理的表示を付した商品の内部品質管理は、地理的表示の使用者である組合又は団体の組織が行わなければならない。
- 26.7. 地理的表示を付した商品の外部品質管理は、州若しくは首都の品質管理研究所又は品質管理を担当する国家機関が行わなければならない。
- 26.8. 地理的表示を付した商品の品質管理の決定書が、第21.6.2項の認定証にいう特徴を満たす場合、特定の製品は、地理的表示を付した商品として認められる。

### 第27条 地理的表示の使用

- 27.1. 次の場合は、地理的表示の使用とみなす。
  - 27.1.1. 商品、その包装若しくは容器の上に又は役務において、地理的表示を使用する場合
  - 27.1.2. 地理的表示に基づいて、商品を生産する場合、商品の販売の申出をする場合若しくはそのような目的のために保管する場合又は役務を提供する場合
  - 27.1.3. 地理的表示を付した商品を輸入するか、輸出する場合
  - 27.1.4. 文書、内容説明書その他の書類及び広告又はインターネットにおいて、地理的表示を使用する場合
- 27.2. 登録された地理的表示は、事業者が、関係する地域において生産活動を行い、自己の商品について地理的表示を使用するために登録した場合、本条に従って使用する権利を有する。

## 第 28 条 地理的表示の使用者の権利の消滅

28.1. 地理的表示の使用者の権利は、次に掲げる理由により消滅する。

28.1.1. 特定の商品の品質、名声その他の特性が、その地理的環境の自然及び気候条件、人的要因に直接関係しない場合

28.1.2. 地理的表示の使用者である法人が消滅した場合

28.1.3. 地理的表示の使用者が、特定の地理的表示の取消しを請求した場合

28.1.4. 法律に定める他の理由

28.2. 地理的表示の使用者の権利が消滅した場合、政府機関は、第 3.1.14 項にいう公報により通知しなければならない。

## 第6章 知的財産権庁

### 第29条 知的財産事項を担当する政府機関

29.1. 政府機関は、商標、地理的表示に関する事項の処理に責任を負い、次に掲げる機能を果たす。

- 29.1.1. 商標及び地理的表示に関する法令の国内における施行のための業務遂行
- 29.1.2. モンゴル国が加盟している国際条約の改正、調整並びに商標及び地理的表示に関する法令の整備についての提案
- 29.1.3. 商標及び地理的表示の登録とその国家登録、周知商標の修正と認定に関する規則の承認
- 29.1.4. 商標及び地理的表示の登録の出願書類の様式及び証明書のレイアウトの指定
- 29.1.5. 商標及び地理的表示の出願書類の受領並びにそれらに対する決定
- 26.1.6. 商標及び地理的表示の登録の遂行並びに証明書の発行
- 29.1.7. 商標及び地理的表示の統一国家登録簿の維持
- 29.1.8. 商標及び地理的表示の統一データベースの維持
- 29.1.9. 第3.1.14項にいう公報への商標及び地理的表示の登録に関する情報の掲載
- 29.1.10. 法に定めるところによる、理由及び手続による商標及び地理的表示の無効化
- 29.1.11. 商標の国際登録の手続
- 29.1.12. 商標及び地理的表示の法律の施行に関する国家監督の遂行並びに国家知的財産審査官の任命
- 29.1.13. 商標及び地理的表示の研究及び研修の統一された方法論を提供するための業務遂行
- 29.1.14. 所有者及び使用者からの請求による、商標及び地理的表示の評価の承認
- 29.1.15. 知的財産代理人として活動しようとする者に対する特別ライセンスの審査の実施及び特別ライセンスの発行
- 29.1.16. 法に規定するところによる、その権限の範囲内での不服申立及び紛争に関する決定
- 29.1.17. 法に規定するところによる、他の機能の遂行
- 29.1.18. 知的財産事項を担当する政府構成員は、第6.4.2項、第9.4項、第17.3項、第25.4項に規定する業務手数料の額を承認する。

### 第30条 知的財産審査官の権限

- 30.1. 政府機関には、国家知的財産審査長官、国家上級審査官及び国家審査官を置かなければならない。
- 30.2. 政府機関の長官は、国家知的財産審査長官である。
- 30.3. 国家知的財産審査長官の権利は、政府が付与し、国家上級審査官の権利及び国家審査官の権利は、知的財産を担当する政府構成員が付与する。
- 30.4. 国家知的財産審査長官、国家上級審査官、国家審査官(以下、「国家審査官」という)は、国家審査に関する法律、行政責任に関する法律及び知的財産管理分野における他の法令に規定する一般的な権限を行使する。
- 30.5. 国家審査官は、法令に規定する権限を行使する際、他人の影響を受けずに、法令及び

それに従って発令された他の法律行為にのみ従う。

30.6. 国家審査官は、法令に規定する権限を行使する際に、市民、法人又は公務員に干渉し又は影響を及ぼすことを禁ずる。

30.7. 国家審査官が法令によって付与された権限に関する事項について、他人が決定することを禁ずる。

### **第 31 条 知的財産代理人**

31.1. 知的財産代理人は、高等教育を受け、知的財産分野において 3 年以上の経験を有し、25 歳以上、かつ、モンゴル国に永住するモンゴル国の国民又はモンゴル国の法律に従って設立され運営されている法人でなければならない。

31.2. 知的財産代理人は、規則に従って、資格証を取得しなければならない。

31.3. 政府機関は、知的財産代理人の運用に関する規則を定めなければならない。

## 第7章 不服申立，請求及び紛争の審理

### 第32条 不服申立，請求及び紛争の審理

32.1. 紛争解決委員会は，以下に記載する，商標及び地理的表示に関する不服申立又は請求を審理する権限を有した政府機関の下で，活動しなければならない。

32.1.1. 第7条，第8条，第23条，第24条にいう手続に関する出願人の不服申立

32.1.2. 第33.1.1項に規定する理由による商標及び地理的表示の登録の無効の請求

32.1.3. 第33.1.2項に規定する理由による商標登録の無効の請求

32.1.4. 標章が周知標章であることの認定を求める請求

32.2. 出願人は，通知書を受領した日から30日以内に，第32.1.1項に規定する不服申立書を紛争処理委員会に提出しなければならない。

32.3. 第32.1.2項，第32.1.3項に規定する請求書は，第3.1.14項にいう公報の発行日から1年以内に，紛争解決委員会に提出しなければならない。

32.4. 紛争解決委員会は，第32.1項に規定する不服申立又は紛争をその受領日から6月以内に審理し，それに書面により通知しなければならない。

32.5. 申立人は，紛争解決委員会の決定に不服がある場合，裁判所に申し立てる権利を有する。

32.6. 知的財産事項を担当する政府構成員は，紛争解決委員会の手続に関する規則を承認しなければならない。

## 第8章 雑則

### 第33条 商標及び地理的表示の登録の無効

33.1. 商標及び地理的表示の登録は、次に掲げる理由により無効となる。

33.1.1. 第5条、第20条に違反して商標及び地理的表示が登録された場合

33.1.2. パリ条約の同盟国において、商標の排他権の所有者の許可を得ずに、代理人又は販売業者の名義により当該商標が登録された場合

33.2. 利害関係人は、第33.1.1項、第33.1.2項に規定する理由により、紛争解決委員会に商標及び地理的表示の登録の無効を求める請求書を提出することができる。

33.3. 紛争解決委員会は、当該請求に十分な理由があると判断した場合、商標又は地理的表示の登録を無効とする決定をし、その旨を政府機関に通知しなければならない。

33.4. 次に掲げる場合、政府機関は、商標所有者又は地理的表示の使用者ととの関係において、当該商標又は地理的表示の登録を無効とする。

33.4.1. 商標登録の有効期間の満了から6月以内に、商標登録更新の申請書が提出されなかった場合

33.4.2. 商標所有者又は地理的表示の使用者が、宣言書によって商標を所有する権利又は地理的表示を使用する権利を放棄した場合

33.4.3. 商標所有者又は地理的表示の使用である法人が清算され、当該商標を所有する権利又は当該地理的表示を使用する権利が他人に移転されていない場合又はライセンス契約によって当該商標が譲渡されていない場合

33.5. 政府機関は、商標又は地理的表示の登録が無効とされた場合、第3.1.14項にいう公報により、それを公衆に通知しなければならない。

### 第34条 商標所有者及び地理的表示に関する権利の侵害に対する責任

34.1. 国家審査官又は裁判官は、商標及び地理的表示に関する法令違反が、刑事犯罪を構成しないと判断する場合、最低1月労働賃金の2倍から6倍までを上限としたトウグルグを科し、同様に、法人に最低1月労働賃金の10倍から25倍までを上限としたトウグルグを科し、また、裁判官は、罪を犯した市民並びに公務員を7日間から14日間まで留置し、国家審査官又は裁判官は、侵害品の流通及び違法な輸入を阻止し、当該侵害品を破壊し、生産を停止させた侵害品を国庫の歳入とすることができる。

34.2. 商標所有者又は地理的表示の使用者の権利侵害によって生じた損害の賠償は、民法に従って裁定される。